

婚姻届を提出された方へ



ご結婚おめでとうございます。
休日・夜間受付で婚姻届を提出された方は、後日該当項目の手続きをしてください。



受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く）
場 所：刈谷市役所
富士松支所（住所の変更、印鑑登録のみ）
※各市民センターでは手続きができません。

項 目	説 明	届出期間	手続きに必要なもの	担当窓口
住所の変更	刈谷市への引越し（転入） 刈谷市内での引越し（転居）	引越しした 日から14日 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（運転免許証等） ・マイナンバーカード ・転出証明書（市外から転入の場合） 	市民課 （1階） TEL 62-1009
	刈谷市外への引越し（転出）	引越し予定 日の14日前 から		
印鑑登録	氏による印鑑登録をされている方は、婚姻届により氏の変更があった場合、印鑑登録は抹消されます。新たに印鑑登録が必要です。	印 鑑 登 録 が 必要な時	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・本人確認書類 	富士松支所 TEL 36-1111
旧氏の記載	婚姻前の氏を住民票、マイナンバーカードに記載することを希望する場合は、別途手続きが必要です。	婚姻後、新しい戸籍が作られてから	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻後の戸籍謄本 	
国民健康保険	国民健康保険に加入している方は、氏、住所等の変更があった場合は手続きが必要です。	婚 姻 日 から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーのわかるもの 	国保年金課 （1階） TEL 62-1206
国民年金	国民年金に加入している方は、氏等の変更があった場合は手続きが必要です。	婚 姻 日 から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳 	国保年金課 （1階） TEL 62-1207

※詳細については、担当課にお問い合わせください。